

1. 新型コロナウイルス対策

立憲・国民・社保・無所属フォーラムの後藤祐一です。ただいま議題となりました国家公務員法等改正案について、会派を代表して質問いたします。

まず冒頭、新型コロナウイルス対策について西村大臣に質問いたします。外出を8割減らすとの目標は、緊急事態宣言から1週間経っても達成には遠い状況です。自粛要請だけでは外出を8割減らすことが難しい場合、どうやって達成するつもりでしょうか。必要な補償を行った上で、外出禁止と休業を義務付ける法改正を検討すべきではないでしょうか。西村大臣は4月13日に、「そうした法整備について議論することはやぶさかではございません」としたうえで、「ただ、当然、人権の制約に関わるものでありますので、憲法上の議論も必要になってくるのではないかと答弁されております。憲法第22条で保障される「営業の自由」は公共の福祉に反しない限り認められるとされておりますが、一般に、特措法の緊急事態宣言下において、感染症のまん延防止の目的で事業者には休業を義務付けることは憲法上認められるのか、内閣法制局長官に伺います。

しかしながら、休業を義務付けるには補償が必要です。1世帯当たり30万円の「生活支援臨時給付金」も、中小企業向け200万円の「持続化給付金」も、1回だけでは安心につながりません。コロナ収束まで何カ月かかるか見えない中で、収入がほとんど途絶えているのに事業継続して頂くには、「一月当たり」いくら給付するかを明確に示す必要があると考えますが、西村大臣と麻生財務大臣に見解を伺います。

一昨日、自民党の二階幹事長が所得制限を付けて一人10万円交付することを二次補正に盛り込むよう提案したとのことですが、世帯ではなく一人当たり10万円交付することは、我々は3月18日に既に提案しており、多くの野党や公明党の幹部も賛意を示しています。是非とも実現すべきであり、かつ急ぐ必要があります。麻生財務大臣、今回の1次補正予算にあと10兆円（＝1億人×10万円）ほど歳出を増やして盛り込むべきではないでしょうか。

コロナ対策においては、感染症指定病院となっている公立病院での治療にあたる医師、空港での検疫官、各種申請の受付、清掃作業など、どれもリスクのある仕事を国家公務員・地方公務員の皆様が各職場において、国民の命を守るため必死の奮闘をされておられることに敬意を表します。

国家公務員制度担当の武田大臣と地方公務員制度を担当する高市総務大臣に伺います。現在、多くの国家公務員・地方公務員が、通常業務に加えコロナ対策に関連する業務が加わり、リスクもあり、迅速な対応が求められております。必ずしも人員が十分でない職場もあることを踏まえ、激励の意味を込めて、公務員の職場環境の整備について政府の果たすべき役割は大きいと思いますがどう考えているのでしょうか。

2. 定年延長の意義

国家公務員法改正案について伺います。今次法案の主な内容である定年延長の目的は、人生100年時代を迎える中、社会全体として、知識、技術、経験等が豊富な高齢者に引き続きその能力を発揮して活躍して頂くことにあるとされております。このことは公務員のみならず、民間労働者も含めた国民的な要請であると考えますが、先般可決成立した高年齢者雇用安定法における民間企業に対する70歳までの就業確保措置と、国・地方の公務員の定年延長との関係について、武田大臣の見解を伺います。

また、60歳における給与水準をそれまでの7割としている根拠は何でしょうか。高すぎるのではないかと一部の批判もあるようですが、民間準拠となっているのでしょうか。武田大臣に伺います。

3. 黒川東京高検検事長の定年延長問題

昨年10月には内閣法制局の部長まで了解した検察庁法改正案が1月に修正されました。その「案文修正の経緯及び概要」という文書は、冒頭、「今回、検察官についても国家公務員法第81条の3の勤務延長制度が適用されるものと整理した」と始まります。「今回」の意味が不明ですが、案文修正の端緒、きっかけは何でしょうか。大臣も含めた法務省の中の誰が、あるいは法務省外の誰が最初に案文修正を言い出したのでしょうか、森大臣に伺います。

提出法案では、新国家公務員法の勤務延長の規定（第81条の7）を検察官にも適用するとされておりますが、これが政治介入を招きかねないことは黒川検事長の問題で国民的にも明らかです。今後、検察官に国家公務員法の勤務延長の規定を適用する場合、内閣の意向が反映される可能性があるのではないかと国民の疑念を、どう払しょくしていくつもりか、森大臣お答えください。

新検察庁法第22条第2項において「定年退職日」を「定年に達した日」と読み替えています。黒川検事長が現行国家公務員法第81条の3に基づいて勤務延長した時点では、この読み替え規定はなかったため、「定年退職日」である令和2年3月31日を「定年に達した日」（黒川氏の場合令和2年2月7日）と解して準用することはできなかったのでしょうか。「誰も疑問ない」場合についてはわざわざ読み替えのための規定を置かなくても準用できると事務方は説明していますが、黒川氏の勤務延長に現行国家公務員法第81条の3を準用できるかに関して、「誰も疑問ない」と本当に考えていたのでしょうか。逆に、誰も疑問なく準用できるのであれば本法案で読み替え規定を置く必要はないのではないのでしょうか。「誰も」とは霞が関の国家公務員と与党政治家に限定されるのか、一般国民や野党議員は含みうるのかも含め、森大臣に伺います。

4. 63歳「役降り」延長の問題点

次長検事、検事長、検事正、上席検察官は63歳になると平検事になる、いわゆる検察官の「役降り」制度が導入されますが、今回の法案では63歳になったあとも「役降り」せず勤務延長できる制度が設けられています。ここにも政治介入の余地が残ってしまうのではないのでしょうか。昨年10月の段階での条文案では、63歳で一律に「役降り」となり、延長

は認めないものとなっていました。10月案の方が優れていると思われませんが、なぜ提出案では63歳以降も延長することができる制度としたのか、森大臣に伺います。

以上のように、定年延長に関する国家公務員法の規定の準用と、「役降り」後の延長はともに政治介入の余地を残す点で極めて問題が大きいものです。立国社共同会派として、この2点について昨年10月の段階の案に戻す修正案を提出する予定です。検事の独立性を守るためにも、是非与野党の皆様のご賛同を賜りたいと存じます。

5. 人事院承認

検察官の定年延長の際に適用される新国家公務員法案81条の7においては、人事院の承認が必要とされておりますが、本法案においては、人事院の承認ではなく「内閣の定める」場合に延長できるとしているのはなぜでしょうか。

検察官の内閣からの独立性を重視すれば、内閣ではなく、内閣から一定の独立性がある人事院の承認とした方がまだよかったのではないのでしょうか。森大臣に伺います。

また、米英独仏など諸外国において、定年延長など検察官の辞職の時期について、内閣や大臣が裁量的に決定できるような制度を持つ国はあるのでしょうか、森大臣に伺います。

6. まとめ

検察官の内閣からの独立性を確保することは、なぜ重要なのでしょうか。検察官は例外を除き起訴する権限を独占するという極めて強大な権限を有しているため、政治的な圧力を不当に受けまいよう、内閣からの独立性が認められているからです。

黒川検事長の定年延長について国家公務員法の規定が恣意的に運用されたことは、まさに政治的な圧力を不当に受けたことそのものではないのでしょうか。これは、昭和29年に造船疑獄に際して唯一指揮権が発動されて以来の、我が国検察の危機、ひいては司法の危機ではないのでしょうか。

政治的な圧力から検察を守れなかった森大臣は、指揮権発動した犬養健法務大臣と同様、辞任をもって責任を取ることと、検察、ひいては司法の独立を守るために必要となる修正案への御賛同を求め、質問を終わります。